

# がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の安全を確保するため、熊本県では災害危険区域等の区域内にお住まいの方を対象とした「がけ地近接等危険住宅移転事業」を市町村が行う場合に、市町村への補助を実施しております。

## 1. がけ地近接等危険住宅移転事業について

がけ地近接等危険住宅移転事業とは、がけ崩れ等の危険がある区域(以下「危険区域」という。)内にある既存の住宅(以下「危険住宅」という。)を除却し、安全な場所へ移転(新築、購入等)する人に、国、県及び市町村が一体となって移転費用の補助を行う事業です。

県は、市町村を通じて補助を行いますので、お住まいの市町村がこの事業を実施することが必要です。詳しくはお住まいの市町村へお尋ねください。

## 2. 補助対象となる「危険区域」及び「危険住宅」について

補助対象となる「危険区域」及び「危険住宅」については、各市町村の窓口で確認してください。なお、市町村が補助対象区域として定めることができる「危険区域」及び「危険住宅」の一例を以下に示します。

表 補助対象となる「危険区域」及び「危険住宅」について

危険区域		危険住宅 (既存不適格住宅等)	危険住宅 (その他の住宅)
1	急傾斜地崩壊危険区域(※1)	左記の区域に存する既存不適格住宅(※7)	建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅。 ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。
2	建築基準法第40条に基づき熊本県建築基準条例第2条により建築を制限している区域(※2)		
3	地区計画(浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る)の区域(※3)		
4	土砂災害特別警戒区域(※4)		
5	浸水被害防止区域(※5)	左記の区域に存する既存の住宅	
6	土砂災害特別警戒区域(※4)に指定される見込みのある区域	—	
7	過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域(※6)	—	

(※1)「急傾斜地崩壊危険区域」とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、県が指定する区域をいいます。「急傾斜地崩壊危険区域」の最新の指定状況は各県広域本部、各地域振興局で確認してください。

また、県砂防課 HP でも確認できます。(最新の指定状況が反映されていない場合がございます。)

(※2)「熊本県建築基準条例第2条」は、「がけ条例」とも言われます。条例で「建築が制限されている範囲」は、各市町村の窓口で確認してください。

(※3)「地区計画の区域」とは、「都市計画法」に基づいて、地方公共団体が指定する区域をいいます。「地区計画の区域」は、各市町村の窓口で確認してください。

(※4)「土砂災害特別警戒区域」とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、県が指定する区域をいいます。「土砂災害特別警戒区域」の最新の指定状況は各県広域本部、各地域振興局で確認してください。

また、県砂防課 HP でも確認できます。(最新の指定状況が反映されていない場合がございます。)

(※5)「浸水被害防止区域」とは、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づいて、県が指定する区域をいいます。因みに県は現在「浸水被害防止区域」を指定しておりません。

(※6)「災害救助法の適用を受けた区域」とは、「災害救助法」に基づき、県が適用を決定した区域をいいます。

(※7)「既存不適格住宅」とは、1～7の区域が指定された際に、その区域に存する住宅、又は建築工事中であった住宅をいいます。なお、区域の指定後に建築された住宅で規定に適合しない「違反建築物」とは性格を異にします。

### 3. 事業主体について

事業主体は市町村になります。なお、本事業を実施していない市町村もあります。詳しくはお住いの市町村にお尋ねください。

### 4. 補助内容及び限度額について

本事業における補助内容及び限度額は以下のとおりです(限度額は、国、県、市町村補助の合計額です。)。なお、補助内容、限度額は市町村によって異なります。詳細は市町村へお尋ねください。

経費	交付対象事業の内容	補助限度額
除却費	危険住宅の除却等に要する費用	木造住宅:32 千円/㎡ 非木造住宅:46 千円/㎡
引越費用等	引越費用(動産移転費、仮住居費)、その他	1戸当たり97万5千円
建物助成費	危険住宅に代わる新たな住宅の建設、購入 <sup>※1</sup> 及び改修をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子 <sup>※2</sup> に相当する額の経費	【 通常の場合 】 1戸当たり421万円(建物325万円、土地96万円)
		【 特殊土壌地帯 <sup>※3</sup> の場合 】 1戸当たり731万8千円(建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8千円)

※1 これに必要な土地の取得を含む。

※2 年利率 8.5%を限度とする。

※3 特殊土壌(ヨナ、赤ホヤ、シラス、花崗岩風化土)でおおわれており災害を受けやすいとして国が指定している次の地域。  
熊本市の一部(旧秋津村)、人吉市、荒尾市、玉名市、菊池市、阿蘇市、山鹿市の一部(旧城北村)、合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、球磨郡

#### 【注意事項】

- 1) 危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として以下の要件に適合する必要があります。
  - ・土砂災害特別警戒区域外に存すること
  - ・急傾斜地崩壊危険区域外に存すること
  - ・都市再生特別措置法第88条第5項の規定に基づく公表に係るものでないこと
  - ・省エネ基準に適合すること
- 2) 市街化調整区域であって、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)又は浸水想定区域における住宅の新築は、原則として建設補助費の補助限度額が半額となります。
- 3) 補助対象限度額に、消費税及び地方消費税相当額は含みません。

### 5. 補助金の負担割合について

補助金の負担割合は以下のとおりです。

国:2分の1、 県:4分の1、 市町村:4分の1

### 6. 問い合わせ先

当事業は、市町村に補助制度がある場合のみ活用できます。  
補助事業の詳細については、お住いの市町村の担当課にお問い合わせください。  
事業の概要その他につきましては下記までご連絡ください。

熊本県 土木部 建築住宅局 建築課 安全推進班

TEL : 096-333-2535 E-mail : kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp

○事業の詳細は

熊本県 かけ地

検索

○土砂災害警戒区域等の確認は

熊本県 土砂災害情報マップ

検索